処分基準(公表用)

様式第4号

				人力至于(四 3	~/13/				147 1 17
		1				<u> </u>	<u>斤管部(局)・課</u>	循環型社	会推進課
法令名		使用済自動車の再	資源化等	等に関する法律		法令番号	平成14年法律第	87号	
手続名		引取り若しくは引 置命令	渡し又に	は再資源化に係る関連事業者	への措	根拠条項	第20条第3項		
処 分 基 準	(2) 自 ※法第 都道	正用済自動車の再資源 「使用済自動車の再資 「動車課及び環境省大 20条第3項 府県知事は、前二項に	源化等臣官房	関する法律第20条第3項 に関する法律に係る行政処分 廃棄物・リサイクル対策部企 る勧告を受けた関連事業者が に係る措置をとるべきことをで	画課リージ、正当	サイクル推進室 な理由がなくて	事務連絡)	•	
対応区分		引の実施 月の機会の付与	処理 機関	循環型社会推進課	交付 機関	循環型社会推議	進課	目次 No.	1 7